

# 茨城県特別支援教育推進連盟会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、茨城県特別支援教育推進連盟と称する。

(目的)

第2条 本会は、特殊教育創始百周年を契機とし、関係団体相互の連携及び情報の交換等によって、障害のある子どもの教育及び福祉のさらなる振興充実を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 関係団体による連携及び情報交換
- (2) 特別支援教育を振興充実するための広報活動
- (3) その他、本会の目的達成のために必要な事業の実施

(構成)

第4条 本会は、次の各項に該当するものをもって構成する。

- (1) 特別支援教育に関する学校及び施設
- (2) 特別支援教育に関する学校のPTA及び各種団体
- (3) 本会の目的を理解し、本会の事業に協賛する団体及び個人で、役員会で認めた場合

(事務局)

第5条 本会の事務局は、特別支援学校長会の申し合わせに基づく輪番校に置く。

(役員)

第6条 本会の役員は次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 別に定める(別記1)
- (4) 企画員 若干名
- (5) 広報委員長 1名
- (6) 監査 2名
- (7) 事務局長 1名
- (8) 会計 2名

(名誉会長)

第7条 本会に名誉会長を置くことができる。

- (2) 縮小役員会で協議し、役員会に提案し、承認を得る。
- (3) 名誉会長は、本会の事業について必要に応じて助言をする。

(役員を選出)

第8条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は理事の互選による。
- (2) 企画員、監査、広報委員、事務局長及び事務局員(会計、庶務)は会長が委嘱する。
- (3) 広報委員長は広報委員の互選による。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(会務)

第10条 会務については次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。

- (3) 理事は、本会の事業についてその審議にあたる。
- (4) 会長の諮問機関として企画会を設け企画員及び会長が指名する者で構成し、本会の事業の企画立案その他を行う。
- (5) 広報委員は、本会の広報活動に関わる業務を行う。
- (6) 会計は、本会の会計経理に関する業務を行う。
- (7) 庶務は、本会の運営に関する業務を行う。
- (8) 監査は、本会の経理を監査する。

(会議等)

第11条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 役員会 会長、副会長、理事、企画員、広報委員長、監査、事務局長、事務局員をもって構成し、年2回開催する。  
役員会は事務計画、予算案、事業報告、決算報告、会則変更等について審議し、その構成員の3分の2の出席（委任状も可）をもって成立とし、出席者の過半数の賛成によって議決するものとする。  
審議の内容によっては、その関係者の出席を求め参考意見を聴取することができる。
- (2) 縮小役員会 会長、副会長、企画員、事務局長、事務局員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。  
事業執行等に関する協議を行い、その内容によって会長が該当理事の出席を求めることができる。  
役員会において参考意見を聴取する関係者については協議の上、決定する。
- (3) 実行委員会 役員会で決定された事業を行う際に、必要に応じて組織し、事業の執行にあたる。  
実行委員会の委員長及び副委員長、実行委員は会長が委嘱する。
- (4) 臨時役員会 縮小役員会において必要と認めた場合に開催する。

(経費)

第12条 本会の経費は、分担金及び賛助金、助成金等による。

- (2) 分担金については、別に定める。（別記2）
- (3) 本会の会計年度は、当該年度の4月1日から3月31日とする。

(雑則)

第13条 本会の運営に必要な細則は、縮小役員会において協議の上、役員会で決定する。

- (2) 役員会、縮小役員会及び臨時役員会、その他役員が本会を代表して参加する会合の旅費等については、別に定める。

付 則

- ・この会則は、昭和52年12月10日より施行する。
- ・昭和54年7月9日 一部改正（特殊教育百周年事業組織を改組し継続するため各条改正、事務所を県立盲学校より県立勝田養護学校に移動）
- ・昭和55年2月4日 一部改正（常任理事を新設）
- ・昭和61年5月31日 一部改正（事務所、県立水戸飯富養護学校に移動）
- ・平成16年6月15日 一部改正（会の名称変更）
- ・平成18年6月14日 一部改正（事務所、県立水戸高等養護学校に移動）
- ・平成21年6月18日 一部改正（事務所、県立友部養護学校に移動）
- ・平成24年6月13日 一部改正（事務所、県立友部東特別支援学校に移動）
- ・平成27年5月28日 一部改正（事務所、県立内原特別支援学校に移動）
- ・平成29年5月25日 一部改正（企画員を新設）
- ・平成30年5月30日 一部改正（事務所、県立勝田特別支援学校に移動）
- ・平成31年3月7日 一部改正（役員の変更、会議等を新設、会計年度を新設）
- ・令和元年5月27日 一部改正（広報委員長の互選を新設）

<別記1>

茨城県特別支援教育推進連盟構成団体及び理事数

	団 体 名	理事数	備 考
1	茨城県特別支援学校長会	5	視覚・聴覚・知的・肢体・病弱
2	茨城県教育研究会特別支援教育研究部	2	部長・中央ブロック長
3	茨城県特別支援学校PTA連絡協議会	2	特P連会長・知P連会長
4	茨城県手をつなぐ育成会	2	
5	茨城県肢体不自由児者父母の会連合会	1	
6	茨城県ことばを育む会	1	
7	茨城県自閉症協会	1	
8	茨城県心身障害者福祉協会	1	
	計	15	

<別記2>

茨城県特別支援教育推進連盟 分担金規程

	団 体 名	金額（年額）	摘 要
1	茨城県特別支援学校長会	125,000円	5,000円×25校
2	茨城県教育研究会特別支援教育研究部	50,000円	
3	茨城県手をつなぐ育成会	30,000円	
4	茨城県肢体不自由児者父母の会	5,000円	
5	茨城県ことばを育む会	5,000円	
6	茨城県自閉症協会	5,000円	
7	茨城県心身障害者福祉協会	5,000円	

## 茨城県特別支援教育推進連盟 旅費規程

### (旅費)

- 1 公共交通機関利用の場合は，利用した旅客運賃について実費を支給する。
- 2 自家用車利用の場合は，路程 1 Kmにつき24円を換算して支給する。

### (日当)

- |          |        |
|----------|--------|
| 1 同一市町村内 | 100円   |
| 2 県内     | 200円   |
| 3 県外     | 2,200円 |

### 付記

- ・平成25年7月 1 日施行
- ・平成26年 5 月27日改正，同年 7 月 1 日より施行
- ・平成29年 6 月30日改正，同年 7 月 1 日より施行
- ・平成30年 6 月29日改正，同年 7 月 1 日より施行

### <参考> 茨城県高等学校退職校長会（水戸市内で会議の際の旅費）

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| ・水戸市内中心地区在住者      | 500円   |
| ・水戸市郊外地区在住者       | 1,000円 |
| ・水戸市近隣市町村在住者      | 1,500円 |
| ・1市町村を跨いだ市町村在住者   | 2,000円 |
| ・2市町村以上を跨いだ市町村在住者 | 2,500円 |